

遺産分割の違いによる相続税額のシミュレーション

相続税申告においては、二次相続の相続税負担も考慮したうえで遺産分割を検討すべき場合があります。

以下、遺産分割の方法に応じ、一次相続・二次相続を合算した相続税額の試算を行いました。

(前提条件)

○被相続人甲さんの相続財産 5 億円、相続人は配偶者(固有財産なし) と子 1 人。

<ケース 1>

甲さんから配偶者と子が各 2 億 5,000 万円相当の財産を相続する場合

①一次相続の相続税額

7,605 万円 (相続税の総額 1 億 5,210 万円、配偶者の税額軽減 7,605 万円控除後)

②二次相続の相続税額

6,930 万円

③一次相続・二次相続の相続税額の合計

①+②=1 億 4,535 万円

<ケース 2>

甲さんから配偶者が 1 億円、子が 4 億円相当の財産を相続する場合

④一次相続の相続税額

1 億 2,168 万円 (相続税の総額 1 億 5,210 万円、配偶者の税額軽減 3,042 万円控除後)

⑤二次相続の相続税額

1,220 万円

⑥一次相続・二次相続の相続税額の合計

④+⑤=1 億 3,388 万円

<解説>

一次相続において、配偶者の税額軽減前の相続税の総額は 1 億 5,210 万円、配偶者が法定相続分(1/2)相当の財産を相続することにより、配偶者の税額軽減を上限(相続税の総額の 1/2)まで適用することができ、その適用後の相続税額 7,605 万円(①)が最も少ない税額となります。したがって、一次相続においては<ケース 1>のように相続財産の 1/2 相当額を配偶者が相続するように遺産分割を行うケースが一般的です。

次に配偶者が亡くなった場合、配偶者に固有財産がなく、相続財産は甲さんから相続した 2 億 5,000 万円のみとした場合、二次相続に係る相続税額は 6,930 万

円(②)となり、<ケース 1>の一次相続・二次相続の相続税額の合計は 1 億 4,535 万円(③)となります。

一方<ケース 2>では、一次相続において、二次相続における相続税負担を考慮した遺産分割を行っています。

具体的には、一次相続において、相続財産 5 億円のうち 1 億円(20%)を配偶者、4 億円(80%)を子が相続することにしています。この遺産分割により<ケース 1>に比べて配偶者の税額軽減額が減少することから、一次相続における相続税額は 1 億 2,168 万円(④)と、<ケース 1>に比べて 4,563 万円増加します。しかし配偶者が亡くなった場合の二次相続に係る相続税額は 1,220 万円(⑤)と<ケース 1>に比べて 5,710 万円減少します。以上により、一次相続・二次相続の相続税額の合計は 1 億 3,388 万円(⑥)となり<ケース 1>の 1 億 4,535 万円(③)よりも 1,147 万円減少することになります。

<ケース 1>に比べて<ケース 2>の一次相続・二次相続の相続税額の合計額が減少する理由は、相続で取得した財産の金額に応じて税率が高くなるという、相続税の税率構造にあります。

<ケース 2>では<ケース 1>よりも配偶者が甲さんから取得する財産額が減少し(2.5 億円-1 億円=1.5 億円)、配偶者の税額軽減額が減少することにより、一次相続では<ケース 1>に比べて相続税額が増加します。しかし、<ケース 2>では<ケース 1>に比べて配偶者の相続財産額が 2 億 5,000 万円から 1 億円に減少することにより、二次相続に係る相続税について適用される最高税率が 30%となり、<ケース 1>の最高税率 45%に比べて低くなることから、一次相続に係る相続税額の増加以上に二次相続に係る税額が減少することになります。

<ケース 2>のような遺産分割は、一次相続の遺産分割協議中に配偶者が亡くなって二次相続が発生した場合や、配偶者が高齢でその固有財産が多額にあるような場合に検討される方法です。相続人の状況や意向によって、二次相続に係る相続税負担も考慮した遺産分割を検討すべき場合もありますので、注意が必要です。

(吉濱 康倫)